

## 保育料及び給食費の無償化の実施について（お知らせ）

今回、田原市では、安心して子育てできる街として子育て世代の負担を軽減するため市の独自施策を拡充し、市内の認可保育施設を利用する本市在住の児童の保育料及び給食費の無償化を令和6年4月より実施します。

### 保育料無償化の概要

田原市内の認可保育施設（保育園・認定こども園）を利用する0歳児クラスから2歳児までの全ての子どもの保育料（給食費を含む。）を、所得や出生順位にかかわらず、無料にします。

※田原市内にお住まいの方に限ります。

※保育料の無償化による新たな徴収はありません。

### 給食費無償化の概要

田原市内の認可保育施設（保育園・認定こども園）を利用する満3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの給食費を、所得や出生順位にかかわらず、無料にします。

※田原市内にお住まいの方に限ります。

※公立保育園については、令和6年3月分の給食費は4月に徴収を行います。

### 注意事項

- 認可保育施設（保育園・認定こども園）における延長保育、一時預かり事業、教育認定1号預かり事業、休日保育など特別な保育・教育サービス（給食費を含む。）を利用された場合の料金は、引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。（無償化対象外）
- サービス内容は各園で異なりますので、詳細は認可保育施設（保育園・認定こども園）にお問い合わせください。

### その他

- 令和6年4月分の保育料及び給食費から無償化を実施します。今回の無償化に関して保護者の方による手続きは不要です。
- 既に保育料の口座振替手続きをされた方についても、金融機関への振替中止手続き等は不要です。
- 税未申告の方については、引き続き、園又は市から所得申告に関する手続きをご案内しますので、ご協力願います。